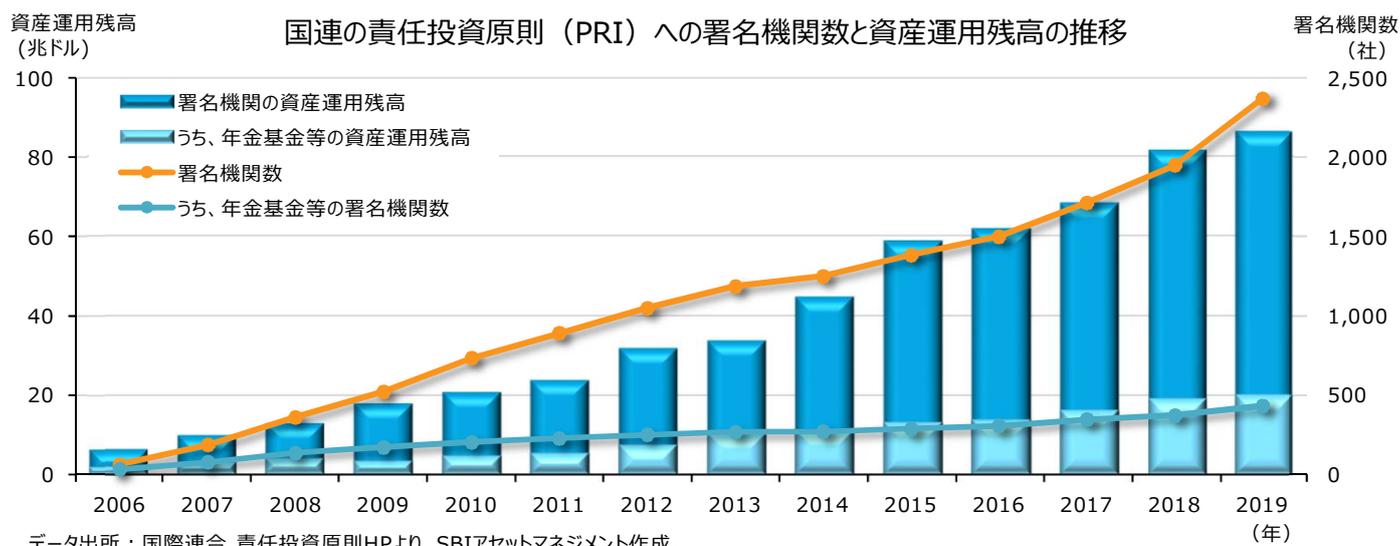


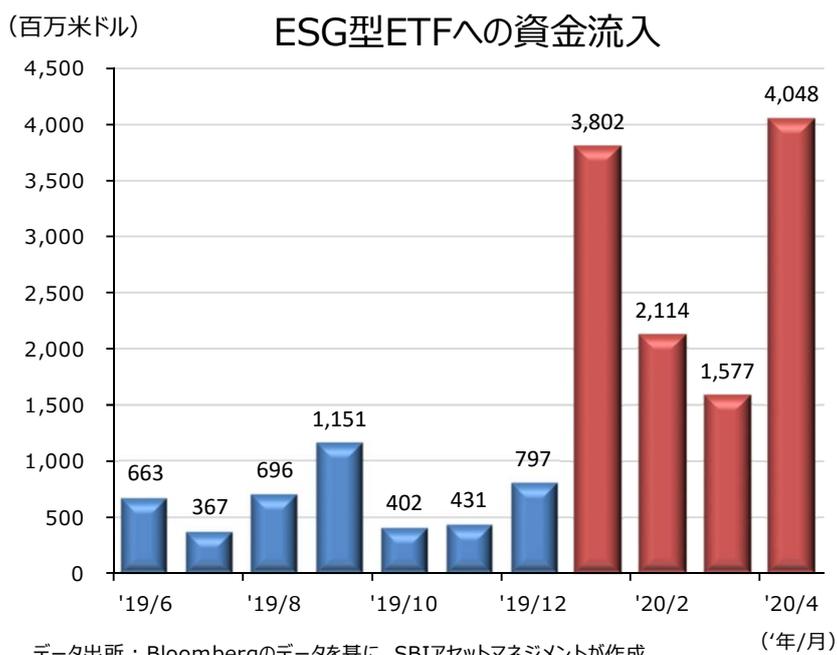
産業の停滞時にも拡大するESGへの関心

◆世界的な危機でESGへの関心が高まる

コロナ危機を受け、ESG（環境・社会・企業統治）投資が鈍化するとの見方もあるようですが、日本経済新聞社の取材によると、実際には国連の責任投資原則（PRI）への署名機関数は2020年4月時点で約3,000社と、国連発表の2019年末時点の約2,500社から急速に増加していることが明らかとなっています。



ESG投資で優良銘柄を選別する風潮が高まる



◆安全資産を求める投資家

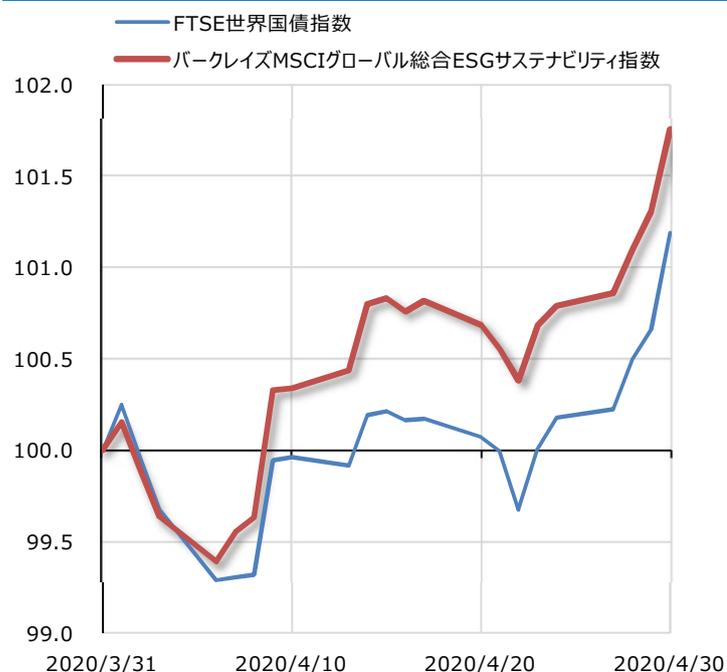
- ✓ コロナ禍の本格化後に、ESG型ETFへの資金流入が急増しました。
- ✓ 年初来の資金流入の累計額は、4月末までで昨年を上回る水準となっています。
- ✓ コロナウイルスのパンデミックを受け、より安全と思われるESG関連資産のニーズが高まった結果と考えられます。

◆公的年金マネーもESGへ

- ✓ 東証の市場再編方針に伴い、TOPIXの全面刷新が予定されています。
- ✓ 年金基金など長期保有重視の資金は、大規模な銘柄の入替えが予想されるTOPIX投資には積極的になりたくないと考えられます。
- ✓ このため、株式投資の「ESG化」が進むとの観測が高まっており、ESG投資の追い風となることが期待されます。

コロナ禍でのESGの意義

ESG投資に変化がみられる



データ出所：Bloombergのデータを基に、SBIアセットマネジメン作成。
2020年3月末を100として指数化。

◆コロナショック後の変化

- ✓ コロナショック後のリバウンド局面で、投資家動向に変化がみられます。
- ✓ 左のグラフはどちらも債券指数ですが、バークレイズMSCIグローバル総合ESGサステナビリティ指数は、MSCI社のESGレーティングに基づき、発行者を選別するように設計されている債券指数です。
- ✓ ESGスコアの高い企業が発行する債券の方が信用リスクが低いとの考え等から、資金流入が進みました。

◆サステナビリティとは

- ✓ 環境や経済、社会を考慮して世の中を持続可能な状態にするという考え方です。
- ✓ サステナビリティを持った企業は、長期的視野を保有しています。
- ✓ 本業を通じて環境や社会に良い影響を与える等、社会的責任を果たす取組みを実践している企業は、今後の産業変化にも対応しうる可能性を持っていると考えられ、企業価値の持続可能性が高いことが期待できます。

ESGは有効な一つの指標

- ✓ 企業の新型コロナウイルスへの対応力とESG要因は、本質的に関連していると考えられます。
- ✓ 各国の中央銀行は今後の景気を見通す際に、消費動向を意識して、コロナ禍後の世界の雇用情勢を注視しています。
- ✓ E：環境の観点からすれば、人間と動物の間で病気が広がるにつれ、さらなるパンデミックを引き起こすことになります。S：社会とG：企業統治では、パンデミックによって数百万人の労働者が不安定な立場に追いやられることも想定され、人権と労働権という社会的な問題にも発展することが考えられます。
- ✓ 地震等の災害と比べ、ウイルスの蔓延は先行きが不透明な期間が長期に渡り、厳しい投資環境が続くことが想定され、企業にとって優劣の差が拡大する機会が長期化することになります。倒産や廃業にならない銘柄へ投資を行うためには、ESGは有効指標の一つであると考えられます。

今後の見通し

- ✓ 今後の株式投資を考えた場合、幅広い業種で産業の停滞が長期化することから、多くの投資家が銘柄選定の際に重視している、売上・利益などの企業業績、ROE・PERなど伝統的な財務指標がワークしないことも想定されます。
- ✓ 債券投資においても、コロナショック後の投資家動向はESG優位に傾いており、国連の責任投資原則（PRI）への署名機関数の急増など、今後もESGの優位性が高まる事が期待されます。
- ✓ コロナショック後は、ESG型ETFへの資金流入も加速傾向にあるなど、引き続きESG投資の優位性の高まりが期待できることから、今こそESG投資を検討する好機であると考えています。

※本資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

投資リスク

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建て資産には為替リスクもあります。したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。**信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。**また、**投資信託は預貯金と異なります。**本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」などがあります。 ※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。
<詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>

当ファンドに係る費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 3.3%（税抜3.0%） を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.1% を乗じた額をご換金時にご負担いただけます。
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に 年1.177%※（税抜：年1.07%） を乗じて得た金額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 ※ この他、投資対象とする投資信託証券の信託報酬（年0.44%～年0.46%程度）を加えた実質的な負担は年1.617%～年1.637%（税込）程度となります。
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・委託会社が指定する日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること及びすでに受け付けた購入・換金の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2029年5月28日まで（設定日：2019年5月30日）
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰上げて償還させる場合があります。 ・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月28日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、収益分配の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。